

企画提案書の評価基準

1. 趣旨

「令和8年度（2026年度）江戸街道・広域エリア情報発信プロモーション事業『SNSコンテンツ作成事業』
（以下、「本事業」という）に係る企画提案書の内容は、下記の評価項目ごとにその評価基準に基づき点数に置き換えて評価する。
《評価項目、評価基準及び配点》

評価項目	評価基準	配点
業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか (2) 当機構の要請する内容を満たしているか	10
業務内容の独創性	(1) 提案された手法・メニューに独創性はあるか (2) 提案された手法・メニューにより十分な効果が見込まれるか	10
提案内容の的確性	(1) 提案された手法・メニューは実施可能な内容となっているか (2) 提案された手法・メニューの予算規模・経費見積は妥当か	10
業務執行の確実性	(1) 事業の実施スケジュールは妥当か (2) 事業を安定的に遂行するための実施体制が整えられているか	10

2. 評価方法

- (1) 各評価者が、前項の評価項目・基準に従い企画提案書の内容を審査し、評価項目ごとに表内の配点の範囲内で点数を付す。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況に該当がある場合は、別表の配点に基づき別途加点する。
- (3) 各評価者による評価の総合計点（40点）の平均が24点以上且つ総合計点が最上位のものについて、本事業に係る企画競争を経た上で随意契約を締結する受託事業者として特定する。
- (4) 上記(3)の結果、最上位の評価となるものが複数となった場合は、一般社団法人 関東広域観光機構 企画競争実施要領第3項に基づき、企画競争委員会の委員長が決する。

別表 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の配点

認定等の区分※1		配点	
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし	2.4点	最大2.4点 ※1
	3段階目	1.9点	
	2段階目※2	1.5点	
	1段階目※2	1.0点	
	行動計画※3	0.5点	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん	1.9点	
	くるみん（新基準）	1.5点	
	くるみん（旧基準）	1.0点	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		1.9点	

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

（例：「えるぼし認定2段階目」の認定を受け、且つ「くるみん(旧基準)」の認定を受けている場合、配点が高い1.5点を加算する）

※2 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。